

議会運営委員会会議録

(令和元年8月27日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

令和元年8月27日（火曜日）

午後1時30分開会

事 件 （1）令和元年第3回栄町議会定例会の付議事件について

1. 町長提出議案等 22件

人事案件	1件
新規条例	1件
条例の一部改正	5件
補正予算	5件
決算認定	6件
報告	4件

（2）諸般の報告について

1. 平成30年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査に係る意見書
2. 平成30年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書
3. 現金出納の検査結果報告 3件
4. 陳情 1件
5. 議員派遣報告 1件

（3）一般質問について 通告者7名

（4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について

（5）決算審査特別委員会の設置及び運営方法について

（6）その他、議会運営に関すること

出席委員（6名）

委員長 大澤 義和 君
委員 戸田 栄子 君
委員 大野 徹夫 君

副委員長 松島 一夫 君
委員 高萩 初枝 君
委員 橋本 浩 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 大野 博 君

副議長 金島 秀夫 君

説明のため出席した者

総務課長 古川 正彦 君

出席議会事務局

事務局長 野平 薫 君

書記 藤江 直樹 君

◎ 開 会

○委員長（大澤義和君） ただいまより、議会運営委員会を開会します。

◎ 開 議

○委員長（大澤義和君） 本日は、令和元年第3回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様並びに議長、また執行部から古川総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大野議長よりご挨拶をお願いいたします。大野議長。

○議長（大野 博君） こんにちは。全員参加、ありがとうございます。

夏の猛暑もここで終わりますかね、秋風も気持ち良く吹いている季節にやっとなりました。季節の変わり目ですので、体調管理には十分、気を付けるようお願い申し上げます。今回は9月の定例会は町長提出議案が22件、一般質問が7名です。よろしくお願いいたします。

以上です。

◎ 審 議

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、9月10日の火曜日です。

現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が22件、その内訳といたしまして、人事案件1件、新規条例1件、条例の一部改正5件、補正予算5件、決算認定6件、それと、報告が4件となっています。

また、一般質問通告は7名となっております。

それでははじめに、町長提出議案等22件について、古川総務課長より説明をお願いいたします。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それでは私より、令和元年第3回栄町議会定例会への提出予定議案等につきましてその概要をご説明申し上げます。

町からの提出予定議案等でございますが、先ほど委員長からもお話がありましたとおり、人事案件が1件、新規条例が1件、条例の一部改正が5件、補正予算が5件で議案12件と、決算の認定が6件及び報告が4件で合計22件となります。

まず、議案第1号、栄町教育委員会委員の選任について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、現委員の石川京子氏が9月30日をもって任期が満了となることに伴い、同委員を再任すべく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。委員の任期は4年でございます。

なお、経歴書をこの後の全員協議会で配布させていただきますことを申し添えます。

続きまして、議案第2号、栄町印鑑条例の一部を改正する条例、所管課は住民課でございます。内容でございますが、住民基本台帳法施行令の改正により住民票に旧氏が併記できるようになったことを踏まえ、旧氏を用いた印鑑の登録ができるよう、その取扱いについて改正を行うものでございます。

続きまして、議案第3号、栄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、所管課は住民課でございます。内容でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、特定個人情報を提供できる事務に子育てのための施設等利用給付支給事務が追加されました。そのため、同一執行機関内で特定個人情報を利用できる事務について同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第4号、栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、所管課は総務課でございます。内容でございますが、地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえ、日々雇用職員や一部の非常勤特別職の職員に代わる非常勤職員として、会計年度任用職員を新たに創設するため、当該職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものでございます。これにつきましても全員協議会のほうで説明をさせていただきます。

続きまして、議案第5号、栄町手数料条例の一部を改正する条例、所管課は住民課でございます。内容でございますが、住民基本台帳法の改正により、住民票の除票の写しや戸籍の附票の除票の写しなどの交付について新たに明文化されたことから、これらの事務を規定している本条例について改正を行うものでございます。

続きまして、議案第6号、栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、所管課は福祉・子ども課でございます。内容でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正を踏まえ、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いなどを変更するものでございます。また、特定地域型保育事業者における卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和などについて改正を行うものでございます。

続きまして、議案第7号、栄町火災予防条例の一部を改正する条例、所管課は消防防災課でございます。内容でございますが、防火対象物の利用者に係る火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の所有者等による消防用設備等の適正な設置を促進するため、消防庁の通知に基づき、消防法令に重大な違反のある防火対象物の違反の内容を公表することについて新たに規定するものでございます。

続きまして、議案第8号から第12号につきましては、令和元年度における5会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものでございます。所管課は財政課でございます。本件につきましては、誠に申し訳ございませんが、現在、調製中でございますので、概要についてのご説明とさせていただきます。

はじめに、議案第8号、令和元年度栄町一般会計補正予算（第3号）の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約3億円増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第9号、令和元年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出約3,000万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第10号、令和元年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約20万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第11号、令和元年度栄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億1,000万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第12号、令和元年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約2,000万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、認定第1号から認定第6号につきましては、平成30年度各会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。所管課は財政課でございます。それでは各会計別に概要についてご説明をさせていただきます。

はじめに、認定第1号、平成30年度栄町一般会計歳入歳出決算の認定についての概要でございますが、歳入総額72億9,751万4,215円、歳出総額70億8,185万646円、差引き2億1,566万3,569円となっております。

続きまして、認定第2号、平成30年度栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございますが、歳入総額27億9,917万1,928円、歳出総額27億6,817万6,708円、差引き3億99万5,220円となっております。

続きまして、認定第3号、平成30年度栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額2億3,159万8,591円、歳出総額2億3,138万3,406円、差引き21万5,185円となっております。

続きまして、認定第4号、平成30年度栄町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございますが、歳入総額16億6,207万3,709円、歳出総額15億6,612万9,603円、差引き9,594万4,106円となっております。

続きまして、認定第5号、平成30年度栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございますが、歳入総額6億7,181万7,729円、歳出総額6億5,560万4,980円、差引き1,621万2,749円となっております。

続きまして、認定第6号、平成30年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございますが、歳入総額2億8,851万6,563円、歳出総額2億7,018万5,304円、差引き1,833万1,259円となっております。

続きまして、報告第1号、継続費精算報告書について、所管課は財政課でございます。内容でございますが、栄町継続費に係る継続年度が平成30年度で終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。こちらの継続費につきましては、第5次総合計画策定支援業務委託となります。

続きまして、報告第2号、継続費精算報告書について、所管課は財政課でございます。内容でございますが、栄町継続費に係る継続年度が平成30年度で終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。こちらの事業につきましては、下水道終末処理場施設等長寿命化事業となっております。

続きまして、報告第3号、健全化判断比率の報告について、所管課は財政課でございます。内容でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

最後となります、報告第4号、資金不足比率の報告について、所管課は下水道課でございます。内容でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公共下水道事業に係る資金不足比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

以上、提出予定議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。町長提出議案等の説明が終わりましたが、何か質疑等あればお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） それでは質疑问いがないようですので、町長提出議案等については以上のとおりといたします。

次に、認定第1号から認定第6号までの平成30年度各会計の決算認定につきましては、例年どおり決算審査特別委員会を設置し、審査することにしたと思います。また、慣例により代表監査委員の出席を要求し、意見を求めることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） ご異議ないようですので、認定第1号から認定第6号までの平成30年度各会計の決算認定につきましては、例年どおり、決算審査特別委員会を設置し、代表監査委員から意見を求め、審査することに決定いたしました。

後ほど、決算審査特別委員会の設置及び運営方法等については、事務局長より説明をお願い

します。町長提出議案等につきましては、以上のとおりとします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは諸般の報告ということでございますが、まず、代表監査委員より、平成30年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査に係る意見書、平成30年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書が送付されておりますので、その写しを配布したいと思います。

次に、これに関連しまして、本定例会において決算審査がありますが、先ほど決定したとおり、議長から出席要求を代表監査委員にさせていただきまして、例年どおり初日に代表監査委員から意見を求めることにしたいと考えております。

次に、同じく監査委員から、現金出納の検査結果報告書といたしまして、6月期分から8月期分までの3件が提出されております。いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨をご報告をお願いいたします。

次に、陳情といたしまして、「東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める要請」が提出されましたので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告ですが、令和元年5月28日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただきます。

以上です。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、一般質問の通告につきましてはお手元に通告一覧を配布させていただいておりますが、7名から出ております。通告順に申し上げますと、高萩議員、早川議員、戸田議員、野田議員、松島議員、岡本議員及び大野信正議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりでございます。

以上です。

○委員長（大澤義和君） 一般質問につきましては、事務局長の説明のとおりといたします。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧いただきたいと思います。例のとおり、案は付けてございませんが、現時点では案ということでご理解いただきたいと思います。

初めに、会期といたしましては、9月10日火曜日、午前10時に招集されまして、翌週20日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日10日は午前10時

から、町長提出議案の提案理由の説明となります。一部、人事案件がございますので、一部採決ということでよろしくお願いたします。本会議終了後、新規条例、総務常任委員会のほうに付託されますので、そちらの常任委員会のほう開催していただければというように思います。

次に、翌々日12日から13日の2日間にわたり、先ほど決定したとおり、決算審査特別委員会を開催していただきます。その後、議案調査のため休会に入りまして、週明け一般質問を19日午前10時から4名、20日金曜日、午前10時から3名行いまして、その後、議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第3号までを作成しております。まず、初日10日の第1号をご覧いただきたいとします。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明になります。また、日程第7の議案第1号、栄町教育委員会委員の選任については人事案件につき、提案理由の説明の後、質疑・討論・採決まで行っていたいただければと思います。

次に、日程第10の議案第4号、栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、新規条例ですので、提案理由の説明の後、総括質疑を行い、総務常任委員会に付託していただきます。

次に日程第19の認定第1号から日程第24の認定第6号までについては、同じく提案理由の説明の後、総括質疑を行い、議長発議によりまして決算審査特別委員会を設置していただきまして、直ちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に、19日の第2号につきましては一般質問の日程となりまして、先ほど申し上げましたとおり4名を、最終日20日につきましては一般質問を3名行いまして、町長提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、5番、橋本 浩議員、6番、大野徹夫議員にお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありましたが、会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程については、ただいまの説明のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、会期、議事日程は、説明のとおり決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会の設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、お手元の決算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧

いただきたいと思います。全体的には例年どおりの内容となっております。本会議初日の10日に議長の発議によって設置していただくこととなります。内容等でございますが、議長と監査委員を除く12名で構成いたします。審査日程は、12日木曜日が総務常任委員会所管事項及び教育民生常任委員会所管事項、13日金曜日が経済建設常任委員会所管事項といたします。

また、全体質疑を13日に、経済建設常任委員会所管事項の審査が終わり次第、行いたいというふうに思います。

次に、審査方法につきましても、これも例年どおり、質疑通告制1問1答、回数制限なし、また通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。

決算質疑の通告につきましては、この議会運営委員会終了後、事務室の告知板に掲載させていただきます。また、メールでも受付可能ということにしたいと思います。提出期限につきましては、9月4日、来週の水曜日の午後1時30分という形にさせていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありましたが、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の（案）のとおりにすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） ご異議ないようですので、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の案のとおり決定いたしました。

また、質疑通告書は9月4日水曜日の午後1時30分までに提出をお願いいたします。

続きまして、その他ですが何かございますか。事務局長、何かありますか。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、その他ということで、2点だけご報告させていただきます。

まず初めに、郡町村議会議員自治研修会の開催ですが、これは栄町と酒々井町の議員を対象とした研修会ですけれども、今年度は栄町が事務局となっております。日程につきましては、現在のところ11月8日金曜日を予定しておりますのでよろしく願いいたします。時間については午後2時頃から開催ということで予定しております。なお、講師等の詳細が決まり次第、議員の皆様にはお知らせいたしますのでよろしく願いいたします。また、研修会終了後に懇親会を例年どおり金田屋において、酒々井町の議員の皆さんと一緒に実施したいと思いますのでよろしく願いいたします。

それと、もう1点、全員協議会の開催について、この後2時から行う予定でございます。これに関しましては、執行部から議事として8件ほど予定しているということですのでよろしく

お願いしたいと思います。

事務局からののは以上です。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がございました全員協議会の開催につきましては、事務局長の説明のとおりといたします。ほかに何かございませんか。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 先ほど私の議案説明で、1点、間違いがありましたので修正させていただきます。よろしいでしょうか。

認定第2号のところでは決算の差額、3億99万円と私、申し上げたんですが、申し訳ございません、3,099万5,220円、3億ではなく3,000ということで訂正させていただきます。

○委員長（大澤義和君） 他によろしいですか。

[「なし」という声あり]

◎ 閉 会

○委員長（大澤義和君） ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午後1時57分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和元年9月10日

議会運営委員会委員長 大澤 義和